

【訪問リハビリテーションの利用料金】

介護保険の適用となる(ご利用者負担分:介護報酬に介護保険負担割合証記載の割合を乗じた額)項目(介護保険法に定める**単位数**を表示します。)

要介護の方

【訪問リハビリテーション費】

訪問リハビリテーションを行った場合、(20分/1回につき) **307単位**が算定されます。

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例として令和3年9月末まで0.1%上乘せされます。

【中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算】

通常の事業実施地域外の方は、基本部分(訪問リハビリテーション費)に**100分の5**が加算されます。

【短期集中リハビリテーション実施加算】

リハビリテーション実施計画に基づき、集中的にリハビリを行った時に加算されます。

退院(退所)または認定日から3ヶ月以内の期間 **200単位/日**

【リハビリテーションマネジメント加算(A)イ(A)ロ(B)イ(B)ロ】

(A)イ リハビリ会議を通して、医師、理学療法士等が協働して作成したリハビリテーション実施計画について、医師の指示を受けた理学療法士等が説明し、継続的に記録等を行っている時に**180単位/月**が加算されます。

(A)ロ 上記(A)イに加えて、リハビリテーション実施計画及び身体機能等の情報を厚生労働省に提出している時に、**213単位/月**が加算されます。

(B)イ リハビリ会議を通して、医師、理学療法士等が協働して作成したリハビリテーション実施計画について医師が説明し、継続的に記録等を行っている時に、**450単位/月**が加算されます。

(B)ロ 上記(B)イに加えて、リハビリテーション実施計画及び身体機能等の情報を厚生労働省に提出している時に、**483単位/月**が加算されます。

【移行支援加算】

算定のための基準に適合した場合に、1日につき**17単位**が加算されます。

【サービス提供体制強化加算(I)】

勤続年数**7**年以上の職員がおりますので、**6単位/回**が加算されます。

【減算】

事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診察を行わなかった場合は、**50単位/回**が減算されます。

要支援の方

【介護予防訪問リハビリテーション費】

介護予防訪問リハビリテーションを行った場合、(20分/1回につき) **307単位/回**が算定されます。

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例として令和3年9月末まで0.1%上乘せされます。

【事業所評価加算】

当事業所が算定の為の基準に適合した場合加算されます。

【減算】

事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診察を行わなかった場合は、**50単位/回**が減算されます。

利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に利用した場合は、**5単位/回**が減算されます。

【中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算】

通常の事業実施地域外の方は、基本部分(防訪問リハビリテーション費)に**100分の5**が加算されます。

【短期集中リハビリテーション実施加算】

リハビリテーション実施計画に基づき、集中的にリハビリを行った時に加算されます。

退院(退所)または認定日から3ヶ月以内の期間 **200単位/日**

【サービス提供体制強化加算(I)】

勤続年数**7**年以上の職員がおりますので、**6単位/回**が加算されます。

地域区分による単位あたりの単価

国家公務員の地域手当に準じ、8区分に地域が分けられその地域区分とサービスの種類(入所・通所等)に応じ、それぞれの単位あたりの単価が定められています。当施設の所在地である福井県福井市は、7級地に区分されます。厚労省告示により、7級地の訪問リハビリにおける1単位の単価は、**10円に1000分の1017を乗じて得た額**(ご利用者負担分:介護報酬に介護保険負担割合証記載の割合を乗じた額)と定められています。

介護保険が適用されない（全額自費になる分）項目

【 支給限度額外負担 】

介護保険からの給付額は、要介護度区分に応じて1ヵ月あたりの限度額が定められています。この限度額（支給限度額）を超過するご利用部分は、全額利用者のご負担となります。